

## 道路事業者からのお願い

### 【もしも、開閉バーが開かなかった場合のご注意】

**ETC 車線では、絶対に車をバックさせないで !!**

ETC 車線で、開閉バーが開かないなどの理由で停止された場合には、危険ですので絶対に車をバックさせないでください。料金所での案内、又は係員へお知らせ後、その案内に従ってください。

※ バックすると後続車に追突される危険がありますし、バックして他の車線に入りなおすことは、エラー発生の原因となります。

**ETC カードを挿入せずに（または通信できなかった状態で）ETC 車線を通過してしまったときは、速やかに道路事業者にご連絡を !!**

うっかり ETC カードを車載器に挿し忘れて ETC 車線を通過された場合などは速やかに、当該道路を管理する道路事業者（高速道路会社など）にご通行の状況を連絡してください。

### 【車載器の再セットアップ】

**車載器の付け替え、車両ナンバー変更時は再セットアップを !!**

車載器を他の車両に付け替える場合や車両のナンバープレートが変更になった場合など、新たにセットアップ(車載器への車両情報の登録)が必要となります。

※ 新たにセットアップを行わないと、ETC のご利用ができない場合や割引が適用にならない場合があります。

### 【車載器管理番号に関するお願い】

**車載器管理番号は、ETC の各種割引サービスのための必要な番号です。**

車載器管理番号は、お持ちの車載器または車載器の箱に記載されている 19 桁の固有の番号で、ETC の各種割引サービスを受ける場合、あるいは今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。『ETC 車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）』を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

### 【障害者割引制度における ETC 利用について】

ETC 無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に福祉事務所等での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要になります。両方の手続きがなされていない場合、ETC 無線走行での障害者割引適用がされません。

- ※ 既に ETC 無線走行以外の支払いでの障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録をする必要があります。
- ※ 通行料金の請求を受ける料金所で ETC 車線が閉鎖されている場合は、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して係員に ETC カードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。
- ※ ETC 無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携行してください。
- ※ 障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは福祉事務所等で行ってください。
- ※ 登録済の ETC カード、ETC 車載器、車両を変更される場合は、ETC のご利用前に福祉事務所等で変更手続きを行ってください。